

泉大人権第45号
令和8年1月22日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
大阪南地域協議会
議長 森 義仁 様
泉州地区協議会
議長 田中 政和 様

泉大津市長 南出 賢一

2026(令和8)年度 政策・制度予算に対する要請について(回答)

平素は、本市行政に対しご協力をいただき、誠にありがとうございます。
令和7年10月14日付けで要望のあった標記の件について、別紙のとおり回答申し上げます。
なお、回答に関するご質問等につきましては、担当課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

《担当》

〒595-8686

大阪府泉大津市東雲町9番12号

泉大津市 市民生活部人権くらしの相談課

TEL 0725-33-1131

(1) 就労支援施策の強化について (★)

① 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。

就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

【担当課：人権くらしの相談課】

就職困難層の就労への支援ニーズに即した事業につきましては、「地域労働ネットワーク」において行政・商工会議所・各団体が意見、問題点の情報交換を行いつつ、大阪府とも連携を図りながら実施しているところです。

また、就職氷河期世代や女性や子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などにつきましては、「地域労働ネットワーク」におけるセミナーの開催や、大阪府による女性のための相談会及び大阪府やハローワークが行っている託児サービス付きの公共職業訓練の案内等を実施しています。

「就職氷河期世代を含む中高年世代」に向けた支援につきましては、対象者の個別の事情を踏まえた上で、地域若者サポートステーションやハローワーク等との関係機関と連携を図りながら、引き続き支援を行ってまいります。

【担当課：子育て応援課】

児童扶養手当の現況届の受付の際に失業または収入の減少など就労状況について、聞き取りを行い、失業した方については、母子・父子自立支援プログラム策定員による就業支援や母子・父子自立支援相談員による高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金などの案内を随時行っています。

②障がい者雇用の支援強化について

府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の割合について全国平均を上回るよう障がい者雇用の推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。

また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。

障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。

【担当課：人権くらしの相談課】

障がい者雇用の法定雇用率達成に向けて、ハローワークや労働基準監督署等と連携を図り、法定雇用率未達成企業及び「雇用ゼロ企業」の減少に向けた取り組みを促進させるため、市ホームページ等にて障がい者雇用率制度や障がい者雇用にかかる総合的な相談窓口の周知を図っております。

併せて、事業主向けの各種助成金につきましても、市ホームページ等にて周知を図っております。

また、合理的配慮の提供や職場や社会における障がい者への理解を広げるよう広報紙等にて引き続き啓発に取り組むとともに、相談体制の充実に努めてまいります。

【担当課：障がい福祉課】

障がい者総合支援法に基づく就労選択支援や就労移行支援、就労定着支援等の就労系障がい福祉サービスの活用及び、障がい者雇用促進法に基づき設置された障がい者就業・生活支援センターとの連携により、就労準備段階から就労定着まで一貫した支援体制を構築し、企業等の法定雇用率達成に向け取り組んでまいります。

また、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮の提供に資する施策や基幹相談支援センターを中心とした相談支援を推進し、障がい者就労への理解促進を図ってまいります。

③外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築すること。

また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AIを活用し人材の育成・確保を行うこと。

特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。

さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ継続的な財政支援を講じること。

【担当課：人権くらしの相談課】

外国人労働者を取り巻く環境への理解促進を図るため、外国人労働者の支援に関する研修や講演会等の情報について、市内事業者への周知・案内を行うなど、継続的な啓発に努めているところです。

【担当課：政策推進課】

市内では、泉大津国際交流協会が外国人向けの日本語教室の運営および、日本語教室で活動するボランティアの養成講座を実施しています。

また、外国人を受け入れる企業に対する取組としては、今後、外国人就労理解の促進を目的としたセミナーの実施を予定しています。市では引き続き泉大津国際交流協会と連携し、国際交流や多文化共生施策に取り組んでまいります。

<新規>

④働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店等での喫煙所の設置だけではなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。

また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。

【担当課：健康づくり課】

泉大津市では、健康増進法及び泉大津市路上喫煙防止に関する条例の趣旨を踏まえ、望まない受動喫煙を防止するため、市ホームページ等を活用した情報発信や、事業者、市民団体等と連携した周知・啓発に取り組んでいます。

飲食店等における受動喫煙防止対策や、健康増進法の運用に関する指導・相談対応については、法令に基づき大阪府が主体となって実施しており、市としては、府や関係機関と情報共有を図りながら、必要に応じて連携・協力を行っています。

また、健康増進法の施行状況に関する実態把握については、国において調査・検証が行われていることから、市としては国や府の動向を注視し、その結果や施策の方向性を踏まえつつ、受動喫煙防止に関する取組を継続してまいります。

今後も、関係機関と役割分担のもと連携を図りながら、市民が健康で安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

① 女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。また、泉大津市として特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。

企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

【担当課：人権くらしの相談課】

女性の活躍を推進するため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び「男女の賃金の差異」の公表について、並びに育児・介護休業法や男性の育児休業取得の促進についても市ホームページにて掲載し、性別に関わらず仕事と家庭生活との両立を図れるよう周知・啓発に努めているところです。

【担当課：人事課】

市の特定事業主行動計画に則り、着実に女性参画の取組を進めているところです。

また、職員の給与の差異を含めた職員の給与の男女の差異については、適切に公表・分析を行っているところです。

②女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

【担当課：人権くらしの相談課】

メディア等による人権問題につきましては、講演会を開催するとともに、市ホームページ等への掲載や、チラシ・ポスターなどを配架・掲示することなどにより、広く市民への周知・啓発に努めています。

改正「DV防止法」及び「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」につきましては、市ホームページ等での周知を行うほか、各種DV防止に関する施策を展開し、性被害への支援についても、引き続き啓発や関係機関との連携を図りながら取り組んでまいります。

また、相談窓口につきましては、市民の知る機会を増やすため、毎月広報紙にて周知を行っているほか、市ホームページやチラシの配架等により、市民に広く周知を行っております。

【担当課：子育て応援課】

「特定妊婦」への切れ目のない支援のため、妊娠届出時の面談等により、支援の必要性をアセスメントし、地区担当保健師等による家庭訪問をはじめとした継続的な支援を行っています。

さらに、医療機関との連携による状況把握や個別のサポートプランの策定を通して、安全な出産をサポートし、産後も継続的な支援を行っています。「不妊治療」の妊活支援につきましては、大阪府の行っている不妊・不育症対策事業を案内しております。今後も、「ルナルナ×大阪府特設ページ」の周知を図る等相談支援の充実に努めます。

【担当課：人事課】

職員に対しては、人権研修やハラスメント防止研修などを例年実施しているところです。

③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。

「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、大阪府との自治体間連携を強化すること。

また、「大阪府パートナーシップ専制証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、泉大津市においても条例制定をめざすこと。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。

【担当課：人権くらしの相談課】

LGBT 等性的少数者への理解の増進につきましては、当事者の方を招いての講演会を開催するとともに、「多様な性」について広報紙や市ホームページへ掲載することにより、広く市民への周知・啓発に努めています。

また、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」についてのリーフレットを各種公共施設に配架するなど周知・啓発に取り組むとともに、申請書・通知書等の性別記載欄の見直しを行っております。

さらに、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」につきましては、本市市民においても同制度の対象に包含されており、市営住宅の入居申込、市立病院における個々の事情に応じた柔軟な対応、携帯電話の家族割等の各種民間事業者が行う制度の活用が可能であることから、現時点では市独自の条例や制度の制定は予定しておりません。

引き続き、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度の周知・啓発に努めてまいります。

【担当課：資産活用課】

本市では施設整備時に「だれでもトイレ」を整備しているところです。引き続き施設整備の際には施設所管課と協議の上、必要な整備に取り組んでまいります。

(3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

顧客、取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、東京都はカスハラ防止条例を制定し、25年4月から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口にすぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が2025年4月より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した取り組みを強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口を設置するよう働きかけを行うこと。

【担当課：人権くらしの相談課】

労働施策総合推進法の改正による、中小企業を含めた職場におけるパワーハラスメント防止対策の義務化につきましては、市ホームページに掲載し周知するとともに、相談窓口についても案内をしているところであり、労働基準監督署や大阪府と連携を図りながら引き続き相談体制の充実に努めてまいります。

【担当課：指導課】

教員の働き方に関する相談体制としましては、大阪府の相談窓口の周知徹底を図るとともに、各校においても管理職だけでなく、教員が相談しやすい窓口を設けており、働き方に関する相談の他、ハラスメントに対しても適切に対応するようにマニュアル等の配付をして支援しています。

また、カスタマーハラスメントに対しても、本市スクールロイヤーに業務委託し相談体制を整えており、教職員の負担軽減に資するものと考えております。

【担当課：地域経済課】

事業者のカスタマーハラスメント対策を実施することで、企業の価値向上や取引先との関係維持・強化につながることから、大阪府の「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」等を活用し、労働相談体制の強化に努めます。

(4) 治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が2025年3月に改定した啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。

不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。

【担当課：人権くらしの相談課】

治療と仕事の両立支援に関する施策については、総合的なサポート体制について早期に構築されるよう、大阪府市長会を通じて国へ要望しているところです。

また、事業者への理解促進を図るため、「女性活躍応援BOOK!」についても積極的に活用してまいります。

【担当課：子育て応援課】

現時点では、不妊治療に関する助成制度の実施を予定しておりません。

本市としては、おおさか性と健康の相談センターにおける不妊・不育に関する専門的な相談事業等の大阪府が推進する不妊・不育症対策事業や国の助成制度の情報提供を行っております。

今後も引き続き国や府の助成制度に関する情報収集を行い、周知・啓発に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

①「中小企業振興基本条例」による取り組みの実効性確保について

大阪府の中小企業振興策において、中小企業は工業高校と連携を密にし人材確保に努めること。人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の策定や、行政の支援策の周知をはかり、取り組み件数を増やすこと。特に、府が推進する「MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）」を活用したDXセミナーや人材育成支援プログラムなどを、より多くの中小企業に届けるための広報・連携体制の強化すること。

【担当課：地域経済課】

本市は、これまでも実施をしている中小企業・小規模事業者への振興施策を検証し、対策等を実施していることから、現時点で「中小企業振興基本条例」の制定は考えておりませんが、令和6年4月に策定をいたしました「泉大津市商工業振興ビジョン」をもとに、中小企業などへの人材確保・人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策について検討してまいります。

また、「MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）」との連携を図り、多くの中小企業に対して広報するよう努めます。

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。

【担当課：地域経済課】

地域産業関連団体等による販路の開拓をはじめ、新商品・新技術の開発、人材の育成・確保などの取り組みに対して支援を行うことにより、ものづくり産業の育成を行っているところでございます。

今後も大阪府をはじめ、地域産業界や商工会議所等と意見交換を行い、ものづくり現場を改善・支援できる中小企業の支援について調査研究してまいります。

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の特攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

【担当課：地域経済課】

技能五輪などを含む中小企業の若者への支援やその周知方法については、国、大阪府の動向に注視しつつその方法や支援の在り方について検討してまいります。

④事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。

併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。

さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版BCP『これだけは！』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取組の効果を可視化すること。

加えて、「事業継続力強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。

また、BCPの一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。

【担当課：地域経済課】

中小企業等が策定する事業継続計画（BCP）の策定支援につきましては、今後引き続き、泉大津市と泉大津商工会議所で連携し、大阪府に認定を受けた事業継続力強化支援計画に基づき、中小企業向けの事業継続計画（BCP）セミナー等を通して、計画策定のメリット・必要性の周知及び計画策定のための支援を行ってまいります。

(2)取引の適正化の実現に向けて（★）

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、大阪府として積極的な働きかけを行うこと。特に、府内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。

また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。

【担当課：総務課】

落札者に対しては、国土交通省の通知「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」に基づき、下請代金の適正な支払いと建設労働者の適正賃金の確保について指導を継続いたします。

また、「下請契約に係る遵守事項」を明示し、下請企業や労働者に対する適正な契約・支払いの履行を促す指導も継続してまいります。

法令違反事案の相談については、公正取引委員会や地方経済産業局など関係機関の相談窓口をご紹介し、適切に対応いたします。

「パートナーシップ構築宣言」への参加は任意であるため、本市としては上記の指導・支援を中心に取り組んでまいります。

(3)公契約における取引の適正化の実現に向けて（★）

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。

加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

【担当課：総務課】

発注者として労務費の適切な転嫁による取引の適正化が重要であると認識しております。

契約金額の変更が必要と判断される場合には、契約約款や仕様書、積算基準等を踏まえ、適切に対応いたします。

入札参加制限については、本市の指名停止要綱に基づき措置を行い、指名停止事業者の入札参加不可の旨を入札実施要領等に明記しております。

情報サービス分野における総合評価入札制度の導入については、その導入に際して評価基準の設定や審査体制の整備に多くのコストと専門性を要するため、現時点での全面的な導入は困難です。ただし、専門性や創造性が求められる案件については、プロポーザル制度を活用して適切な事業者選定を行っております。

(4) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」（ILO 第 94 号条約型）の制定を積極的に推進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

加えて地域間格差の是正を促進するため、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

【担当課：総務課】

本市においては、公契約条例の制定は現時点で行っておりませんが、契約約款には労働基準法や最低賃金法等の法令遵守を請負者の責務として明記しております。

公契約条例の制定や人権デューデリジェンスの確保については、国および府の動向を注視しながら検討してまいります。

また、総合評価入札制度の導入については、その導入に際して評価基準の設定や審査体制の整備に多くのコストと専門性を要するため、現時点での全面的な導入は困難です。ただし、専門性や創造性が求められる案件については、プロポーザル制度を活用して適切な事業者選定を行っております。

(5) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、または海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO 中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別の排除）の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネジメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。

また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デュー・デリジェンス（HREDD）の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、2025年にEUで施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。

【担当課：人権くらしの相談課】

海外での中核的労働基準の順守や人権デュー・デリジェンスの必要性につきましては、パンフレットやチラシを配架するなど、関係機関と連携し周知・啓発に努めてまいります。

(6)産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産学官連携で展開している。

ただし、現行の枠組みにおいては、経済産業省の地方局（近畿経済産業局）が主導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。

このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるよう調整を行うこと。

また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。

【担当課：地域経済課】

地域を支えるさまざまな産業の人材の確保・育成については、産官学等の連携も含め、地域産業団体等の取り組み等に対し、補助金の支給等の支援を行っているところです。今後も国や各自治体の動向に注視しつつその方法や必要な施策等を検討してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1)地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

①生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

令和6年生活困窮者自立支援改正法による支援会議が未設置の場合、早急に設置すること。また、設置済みであれば人材確保、予算措置等の運営支援を大阪府に求めること。

【担当課：福祉政策課】

本市では、今年度から重層的支援体制整備事業を実施し、社会福祉法に基づく支援会議を実施しています。

生活困窮者に対しても必要に応じて、本人同意のない場合で複合化・複雑化した課題がある世帯についても社会福祉法における支援会議で議論できる体制を整備しています。

②住宅セーフティネット法の周知徹底について

2025年10月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、地域居住支援協議会の未設置自治体は設置支援、既設地域への運営支援強化を大阪府に求めること。

【担当課：建築住宅課】

「改正住宅セーフティネット法」について広く周知することにつきましては、具体的な情報を踏まえ適切な形でお知らせできるよう検討してまいります。

③住宅確保要配慮者の実態把握の推進について

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。

【担当課：建築住宅課】

住宅確保要配慮者への支援をより実効性のあるものとするため、当事者や支援現場の声を施策に反映させることは重要であると認識しております。

本市においても、住居確保要配慮者調査のあり方について、他自治体の取組状況等も参考にしながら検討を進めてまいります。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

①がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について

学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。

【担当課：健康づくり課】

がん検診の受診率向上とがんの早期発見・早期治療につなげるため、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんの5種類のがん検診を集団検診・個別検診において、同日に受診できる体制を整備し、市民の利便性の向上を図っています。

40歳から70歳の5歳ごとの節目年齢に該当する方に対しては、受診勧奨及び予防啓発のリーフレットを送付し、また、国が実施する「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に基づき、20歳の女性には子宮頸がん検診、40歳の女性には乳がん検診の無料クーポン券を発行するなどの施策を展開しています。

さらに、未受診者に対しては、再勧奨通知を送付するほか、教室イベントなどの機会を通じて案内を行い、受診率向上に努めています。

これらの取り組みを通じて、がん検診の受診率向上と市民の健康増進を目指しています。

②口腔保健事業の周知徹底について

すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。

【担当課：健康づくり課】

歯科健診については、令和6年度から成人歯科健診の対象年齢を拡大し20歳から70歳の5歳刻みで実施しています。あわせて、通院が困難な人を対象とした在宅訪問歯科健診においても対象年齢を40歳以上に拡大し、医療機関と連携して実施しています。

(3)医療提供体制の整備に向けて（★）

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

【担当課：市立周産期小児医療センター 総務課】

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現についてのご要望に関しましては、泉大津市立周産期小児医療センターは公立の医療機関として労働法規を遵守し、また、医療現場で働く労働者の健康への配慮に留意しつつ、2024年度から施行された医師の労働時間上限規制にも適切に対応しているところです。

【担当課：健康づくり課】

大阪府には、医療体制の構築、整備等に必要な対策を講じるよう、また、大規模災害時において、保健医療体制の調整役を担う保健所機能の強化をはじめ、医療機関等の関係機関との情報連携の強化や日頃からの研修等を含む必要な支援・連携を図るよう、市長会を通じて要望しています。

(4)利用者が安心して住み慣れた地域でくらし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて（★）

①地域包括ケアの推進について

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。

【担当課：高齢介護課】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護、医療、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進してまいります。

②介護職員等の処遇改善に向けて

介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた相談・支援体制を大阪府と構築し、取得促進をはかること。

【担当課：高齢介護課】

新たに介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導に努めてまいります。

また、未取得の事業所に対しては、大阪府や厚生労働省が実施している「介護職員等処遇改善加算の取得促進のための支援業務」の周知をホームページで行い、取得促進をはかってまいります。

③ハラスメントの防止対策について

利用者が介護保険を利用する際に、ハラスメント防止に向けたチラシを配布するなど、利用する家族も含めて周知徹底し、対策を強化すること。

【担当課：高齢介護課】

新規指定の事業者に対して、「人権研修への講師派遣のご案内」を配布し、周知を行っております。

またハラスメントに関する相談に適切に対応し、ハラスメント防止に向けた周知・対策を強化してまいります。

④介護サービスの安定的な提供に向けて

2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないように、事業者への周知徹底をはかること。

【担当課：高齢介護課】

ケアプランの点検や利用者及び介護職員等の相談に適切に対応することにより、利用者及び介護職員等の円滑な介護サービスの利用に向けた支援を推進してまいります。

<新規>

⑤認知症対策について

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。

【担当課：高齢介護課】

認知症に関する正しい知識の普及啓発並びに認知症予防のために、認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症に関する相談の充実、認知症高齢者や介護家族に対する支援を推進してまいります。

<新規>

⑥認知症に関する条例制定に向けて

河内長野市、富田林市、泉南市では、認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもとお互いに尊重しながら「安心して認知症になれる町づくり」をめざし、好事例を共有するなど泉大津市の条例制定を促進すること。

【担当課：高齢介護課】

認知症になっても希望を持って住み慣れた地域で暮らすことができるような環境を整備することが重要であり、本市においても、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、本市の認知症施策推進計画の策定に向け取り組んでおり、現時点では、条例制定については考えておりません。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について

質の高い保育が可能となるよう、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。併せて2026年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に伴い、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善を要請し、研修機会の確保に努めること。

【担当課：人事課】

保育士等の給与水準の見直しにつきましては、人事院勧告を尊重し、給料月額的大幅な引き上げ等を行うなど、待遇の改善を図ってきたところです。

また、保育士の確保へ向けた環境整備については、時間外勤務の縮減や人員確保等、ワークライフバランスを確保し働きやすい職場となるよう取組みを進めているところです。

【担当課：こども育成課】

令和8年度から実施することが予定されている「こども誰でも通園制度」の保育人材の確保、実施環境の改善及び職員研修等の充実のためには、本市独自の取組だけでは限りがあるため、国及び府の財政措置による支援は不可欠であると認識しております。

制度開始後においても、国及び府に支援の拡充を要望してまいります。

②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて

2025年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、所管部署や関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

【担当課：こども育成課】

待機児童については、泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画に基づく施設の再編や保育士の確保等により解消に努めております。

具体的には、令和5年度において、小規模保育事業所を2か所開園したほか、令和8年度に民間認定こども園2園の開設（うち1園は既存園の利用定員を増加させたくらいで新設園へ移転）に向けて準備を進めており、待機児童の減少及び多様な保育ニーズに対する選択肢の増加に寄与するものと考えております。

③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について

大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、情報提供や支援制度の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域のセーフティネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。

【担当課：こども政策課・子育て応援課・こども育成課】

本市におきましても、大阪府子ども計画の内容を踏まえ、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする子ども・子育て支援事業計画やこどもの貧困対策計画などを包含する「第三期いずみおおつ子ども未来プラン」を策定いたしました。

本市では、今後とも本計画に基づき、こども・子育て支援の充実、わかりやすい周知につとめてまいります。

また、支援の必要なご家庭が適切に支援につながるよう、情報提供や周知に取り組めます。様々なご家庭がある中で、支援の隙間に陥ることを防ぐためにも、関係機関と支援体制を構築してまいります。

④子どもの貧困対策と居場所支援について

多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。

【担当課：こども政策課・子育て応援課】

本市では、「こどもの貧困対策（子どもの居場所づくりも含む）」について、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第三期いずみおおつ子ども未来プラン」の主要施策として位置付けており、対策を推進しております。

取り組みとしましては、自立相談支援事業やこどもの貧困に関する相談支援の推進など、ヤングケアラー対策を含め個別事例に即した支援体制を整備しており、様々な理由で困窮しているご家庭について、日々の関わりの中で支援制度等について情報提供を行い支援につなげるよう努めています。

また、居場所づくりの支援については、こどもの居場所を運営する団体への補助金の交付等を行っております。

⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて

居場所の設置や支援体制に地域差が出ないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。

【担当課：こども政策課】

大阪府への要望かと思われませんが、3-(5)-④と同様、本市では「第三期いずみおおつ子ども未来プラン」におきまして、主要施策として「こどもの貧困対策の推進」を位置付けており、こどもの居場所づくり事業を推進しております。

具体的には、こどもの居場所を運営する団体への補助金の交付をはじめ、学校と連携し、全小中学校の子ども達に市内にある居場所の一覧を配布するなど周知啓発を行うほか、民間企業からの寄附食材の分配やネットワーク会議を行っています。

さらに、飲食店を介してこどもの一食を地域で応援するフードリボンプロジェクトを推進するなど、官民連携し、こどもの貧困対策とこどもの居場所づくり事業に取り組んでいます。

【担当課：生涯学習課】

子どもたちが放課後や週末に安心して安全に過ごせる場所を提供し、多様な活動を通じて成長を支援する取り組みとして、市内の小・中学校では放課後の居場所づくりを進めています。

具体的には、講師を招いて運動や工作などのプログラムを行う「放課後子ども教室」、学校の図書室を開放して読書や工作、読み聞かせなどを行う「図書室開放事業」、浜小学校内で活動を展開する「浜パティオ」、校長OBや元教員、学生ボランティアが運営する「学びっ子支援ルーム」などがあります。また、一部の小学校では平日に校庭を開放する取り組みも行っています。

これらの活動は市ホームページを通じて情報を公開しており、保護者や子ども・若者が情報にアクセスできる環境を整えています。さらに、居場所を運営する団体には委託業務契約を締結することで、経営の安定性を確保し、居場所づくりを支援しています。

加えて、市立図書館は泉大津駅に近い立地を活かし、子どもから大人まで幅広い世代が安心して利用できる居心地の良い場所として親しまれています。

これらの取り組みを通じて、市全体で子どもたちをはじめとする市民の居場所づくりをさらに充実させていきます。

⑥子どもの虐待防止対策について

児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、警察、学校、医療機関など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。

【担当課：子育て応援課】

相談員の確保及び職員の専門性の向上に努めると共に、警察、学校など関係機関との連携を図り、児童虐待防止対策を行ってまいります。

⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

【担当課：こども政策課】

ヤングケアラーへの対策につきましては、実態把握に努め、学業等に支障が生じることがないように、福祉、介護、医療、教育等の様々な関係機関が連携し、適切な情報共有を図ることにより、早期の発見・把握・支援につなげることができるよう重層的支援体制の整備に取り組んでまいります。

また、ヤングケアラーについて関係機関や地域の方々、こども自身に向けてより広く周知を行い、理解の促進や啓発に努め、相談しやすい体制を推進してまいります。

【担当課：指導課】

小中学校において、教職員への研修等で事例や概念の周知を行い、ヤングケアラーへの理解が深まるよう努めてまいります。

また、相談窓口周知と、要保護児童対策連絡協議会等で情報共有を行い、ヤングケアラーの早期発見に努めてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について (★)

長時間勤務の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかり、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

【担当課：指導課】

教員の労働時間に関しましては、現在導入している勤怠管理システムを活用し、客観的な勤務時間の把握と管理に努めております。また、令和7年度には業務量管理・健康確保 措置実施計画を策定し、効果・検証しながら働き方改革を進めてまいります。

本市におきましては、これまで、時間外の電話自動応答システムや、一斉退庁日・ノークラブデーの設定、また学校閉庁日の設定拡大など、働き方改革を進め、長時間労働を是正するための取り組みを行ってまいりました。またスクールサポートスタッフを全校に1名ずつ配置し、教職員の負担軽減を図っております。これらの結果として教職員全体の時間外在校等時間につきましては、少しずつ減少しており、一定の成果があると考えております。

教職員の欠員対策としては、今後も速やかな人材確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすために、ストレスチェックやスクールカウンセラーを活用することで教職員のメンタルヘルスを把握し、心身ともに健康でいられるようフォローアップに努めてまいります。

(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について (★)

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。

【担当課：指導課】

深刻化する子どもの様々な課題への対策として、スクールカウンセラーについては、中学校に年間35回、小学校に年間12回の配置を行い、スクールソーシャルワーカーについては、各中学校区に年間35回の配置をしております。合同連絡会やそれぞれの連絡会等を通じて、学校内の体制づくりおよび資質向上に努めてまいります。

(3) 奨学金制度の改善について (★)

経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学の見切りや退学することがないように、独自の給付型奨学金制度の対象者を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。

【担当課：指導課】

本市における奨学金制度につきましては、現在、独自の制度は設けておらず、国・府が実施する奨学金制度の活用をお願いしている状況です。いただいた質問は重要な課題であると認識しておりますが、現時点では新たな制度の創設には財政面を含め慎重な検討が必要です。

本市では、義務教育段階において、経済的負担を軽減するための就学援助制度や、特別な支援を必要とする児童生徒を対象とした特別支援教育就学奨励費を実施しております。今後も本市が実施する就学援助制度等を、支援を必要とする小・中学生のおられる保護者への周知に努めてまいります。

なお、現在行われている各種奨学金制度につきまして、適切に児童生徒へ周知されるように努めてまいります。

(4) 労働教育のカリキュラム化について (★)

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。

【担当課：指導課】

労働教育については、高等学校教育が担う役割が大きく、大阪府等がその所管にあたる部分ではございますが、本市の小中学校においても、キャリア教育等を通じて児童生徒が社会人として必要な知識を身につけ、社会を構成する一員としての自覚を養えるよう取り組んでまいります。

今後は、教員が労働に関する知識を深め、児童生徒に対して適切な指導を行えるよう体制の整備に努めるとともに、経験豊富な外部講師の活用なども視野に入れ、教育活動のさらなる充実に努めてまいります。

(5) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

2023 年に開設されたインターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。

【担当課：人権くらしの相談課】

インターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」につきまして、広報紙や市ホームページへの掲載のほか、ポスター・チラシの掲示及び配架等により幅広く周知を行っているところです。

また、相談事例や市町村別の事象の実態把握につきましては、「ネットハーモニー」をはじめとする関係機関と連携を図りながら対策を進めております。

(6) 行政におけるデジタル化の推進について

デジタル化を進めるにあたり、デジタル人材の確保や市町村の電子システムの導入、周知など、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、促進すること。併せて、市町村HPから my door OSAKA（マイド・ア・おおさか）へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デジタル機器に不慣れな府民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。

【担当課：政策推進課】

本市では、行政手続きのオンライン化を令和6年度から加速させ市民の利便性の向上を図るとともに、市広報紙やホームページで「オンラインでできる手続き」について発信することで利用促進を図っているところです。

また、市職員に対しては生成 AI 活用などの研修を実施し、デジタルを活用できる人材を育成しているところです。

my door OSAKA（マイド・ア・おおさか）については、登録者数が少ない状況にあることから、現時点で導入の予定はございませんが、住民サービスの向上につながる可能性はあると考えておりますので、登録状況や先行導入自治体の評価等を確認してまいります。

なお、デジタルディバイド解消への取り組みとしては、スマートフォン操作に不慣れな高齢者に対し、高齢者向けスマートフォン教室を実施しており、今後もニーズに応じたスマートフォン教室等を実施し、フォロー体制の整備に努めてまいります。

(7) 「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて

公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向け、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始（電子証明書）から5年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、府民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。

【担当課：政策推進課】

マイナンバーカードの普及促進については、国の施策に基づき、市としても広報活動の強化やカード申請手続きの簡略化、迅速化を進めてまいります。

また、電子証明書の有効期限切れに伴う注意喚起や更新手続きの案内については、定期的に広報媒体に掲載しているほか、運転免許証との一体化については事務手続き先である運転免許試験場への案内を行っております。

引き続き、マイナンバーカードを安心かつ便利に利用できるよう、窓口でのご案内、広報媒体を活用した周知を図るとともに、カードの取扱い事務においては法令に基づき適切に対応してまいります。

(8) 府民の政治参加への意識向上にむけて

各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。

【担当課：選挙管理委員会事務局】

電子投票については、現時点で全国的に導入している自治体が極めて少なく、導入の適否の判断材料が十分でないため、本市においては電子投票に関する条例制定や電子投票のデジタル機器確保の予算措置については予定していません。

また、郵便等投票制度の手続きに関しましては、公職選挙法によるところでありますので、今後の国における制度設計の議論の推移を見守ってまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

令和7年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、2030年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。

市民に対しては、外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、泉大津市の取り組み内容を示すこと。

また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

【担当課：環境課】

食品ロス削減につきましては、食品ロス削減パネル展などの環境イベントや、出前講座、ホームページや SNS など、さまざまな機会を通じて「3010運動」や「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」の周知に取り組んでおります。

また、本市では、食品ロス削減をテーマに今年度初めて「エコレシピングランプリ」を開催し、中学生を審査員として参加していただくなど、次世代への意識啓発にも取り組んでいます。これらの活動を通じて、食べきり・持ち帰りの習慣化や、農作物の有効活用につながる意識づくりを進め、食品ロス削減を図ってまいります。

さらに、食品ロス削減の取組をより実効的なものとするため、国や府、他自治体の先進的な取組や制度の動向を把握しながら、本市の状況に応じて活用可能な取組があれば、効果的な普及啓発の一環として取り入れることを視野に対応してまいります。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支援を行うこと。

また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。

加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないように、市町村と連携して取り組みを標準化すること。

【担当課：福祉政策課】

本市では、食品関連業者と「生き生き食糧支援（泉大津版フードバンク）」に関する協定を締結し、賞味期限のせまっているものや外箱の破損等で処分を予定されているもの・廃棄またはリサイクルするものを、生活困窮世帯への配布や子ども食堂へ提供するなどしています。

また、市と市内2カ所の店舗と社会福祉協議会で合意書を締結し、フードドライブ活動を展開しており、フードドライブで集まった食料品を社会福祉協議会から生活困窮世帯に配布しています。また、生活困窮者自立相談支援機関においても、緊急的に食糧支援が必要な方に対して食糧支援を実施しています。

フードバンク活動やフードドライブ活動に関しては、市や社会福祉協議会のホームページで周知しています。

食品寄附の安全性確保に関しては、フードバンクガイドラインに沿って安全性の確保に努めてまいります。

(3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた条例の制定に向けて、環境整備を早急に行うこと。

また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。

【担当課：人権くらしの相談課】

昨今、カスタマーハラスメントは社会問題として顕在化しており、市としてもその対策の必要性を認識しております。

現在、国等においてもカスタマーハラスメント対策の検討が進められており、市としてもその動向を注視しつつ、適切な対応策を調査研究してまいります。

(4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢の引き下げや ICT の急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

【担当課：指導課】

消費者トラブル・被害の防止に向けた小中学校における取組みにつきましては、家庭科や社会科、総合的な学習の時間などで、公正な取引を実践する仕組みや消費者契約についての基本的な知識・技能の修得に努めており、大阪府消費生活センターからの啓発リーフレット等も活用しながら進めております。

【担当課：市民協働推進課】

本市においては、警察及び市民ボランティアからなる防犯委員会と協働で犯罪防止に向けた街頭啓発運動を実施しております。また、広報、ホームページの掲載に加え、自治会等の掲示板での掲示による犯罪防止の啓発を行うとともに、青色防犯パトロール車における市内巡回を実施しております。併せて、「安全・安心なまちづくり連携活動」では、警察・市のほか関係団体等で組織した「犯罪防止対策委員会」において、一戸一灯運動に取り組むなど、地域住民とともに犯罪防止活動に取り組んでいます。

また、これらの活動の一環として、平成 27 年度より自治会が設置する防犯カメラにかかる費用の一部を助成する制度を創設したことに加え、市においても南海 3 駅（泉大津、松ノ浜、北助松）周辺への防犯カメラを設置・維持管理を行っています。

その他、令和 6 年 9 月からは、ながら見守り活動参加者登録制度を新設し、ランニングやウォーキング、通勤・通学時など、日常生活の中で防犯の視点を持ちながら、無理なく地域の見守りや声掛けなどを行う防犯ボランティアへの参加者を募ることで、市民一人ひとりの防犯意識の向上と、安全安心なまちづくりに向けた取り組みを進めております。

今後も引き続き、犯罪防止に向けた効果的な対策を講じてまいります。

【担当課：人権くらしの相談課】

下段は大阪府への要望であるため、回答なし。

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和6年には認知件数2,644件、被害額約61億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。

特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和7年3月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビCM等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

【担当課：人権くらしの相談課】

特殊詐欺につきましては、事案を把握した時点で速やかに市ホームページや市公式LINE等を通して情報提供及び注意喚起を行っております。

また、本市消費生活センター前のラックにて、常時、特殊詐欺等の消費者トラブルに関するチラシの配架による周知を行っているほか、高齢者をはじめとする多くの市民を対象に、消費者トラブルの手口や対応方法について学んでもらうため、親しみやすく分かりやすい落語による講座等を開催するなど、消費者被害の未然・拡大防止に努めているところです。

【担当課：市民協働推進課】

大阪府内における直近の特殊詐欺被害の状況をみましても、令和6年中に被害に遭われた方の約7割が65歳以上の高齢者となっており、本市としましても、高齢者に対する特殊詐欺被害の未然防止に向けた取り組みが重要であると認識しております。

本市では、市長が委嘱する市民ボランティアからなる本市防犯委員会をはじめ、各種防犯関係団体や泉大津警察と連携し、各種防犯活動に取り組んでいます。その一例としましては、特殊詐欺被害の未然防止に向けた啓発物品・啓発用パンフレットの作成・配布、泉大津駅前や市内商業施設などでの啓発キャンペーンの実施、地域での防犯教室の開催支援、大阪府警察が運営する犯罪発生状況等をリアルタイムで知らせる安まちメールや安まちアプリの普及啓発などに取り組んでいます。

また、泉大津警察署と連携し、地域に出向いた防犯出前講座を実施しており、講座の中では、国際電話番号を利用した特殊詐欺を未然に防止する取組についても周知を行っています。併せて、国際電話番号の利用停止に関する受付をその場で行うなど、注意喚起にとどまらず、具体的な行動につなげる実効性の高い対策を、地域を回って実施しています。

その他、「大阪府安全なまちづくり条例」の改正内容につきましても、市ホームページでの周知をはじめ、泉大津警察と連携し、地域での防犯教室等での周知・啓発に取り組んでいます。

令和6年9月からは、ながら見守り活動参加者登録制度を新設し、ランニング

やウォーキング、通勤・通学时など、日常生活の中で防犯の視点を持ちながら、無理なく地域の見守りや声掛けなどを行う防犯ボランティアへの参加者を募ることで、市民一人ひとりの防犯意識の向上と、安全安心なまちづくりに向けた取り組みを進めております。

今後も関係機関と協力・連携をしながら高齢者をはじめとする市民の特殊詐欺被害の未然防止に向けた取り組みを進めてまいります。

(6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、泉大津市としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。

さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における14の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。

【担当課：環境課】

本市は、令和2年6月に「泉大津市ゼロカーボンシティ」を表明し、2050年までに市内のCO₂排出量を実質ゼロにすることをめざしております。現在、大阪府と連携した地球温暖化対策の取組みとして、市民に対し太陽光パネルの共同購入の案内を行うなど啓発事業を実施しているところです。

地域脱炭素推進交付金等については、現在のところ活用する予定はございませんが、本市独自では、温室効果ガス排出量削減に向けた種々の補助金制度を創設しており、引き続き取り組みを進めてまいります。

また、カーボンニュートラルの実現にむけては、再生可能エネルギー設備の導入だけでなく、温室効果ガスの排出係数がゼロ又は極めて小さい電力の導入など、多様な方法を検討してまいります。

ペロブスカイト太陽電池については、軽量で柔軟性があり従来の太陽光パネルでは設置が困難だった場所にも導入でき、環境負荷の低減に寄与すると認識しております。一方で、耐久性への懸念や発電効率・発電コストの問題もあることから、現在のところ、公共施設への導入は検討しておりませんが、今後につきましては、事業者等で開始された実証導入の結果や効果を注視するとともに、国の動向等を確認しながら調査研究に努めてまいります。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、本市においても、同計画に該当する「泉大津市地球温暖化対策地域推進計画」を令和5年3月に策定しております。同計画に基づき、各種補助制度による太陽光発電設備・高効率給湯器・省エネ家電・電気自動車などの導入促進、環境イベント・出前講座や市ホームページ等での周知・普及啓発を行うなど、取組を進めてきたところであり、今後も引き続き、意識改革・行動変容の促進に努めてまいります。

令和6年度には、商工会議所と連絡を取りながら、市内事業者に対して省エ

ネ・脱炭素経営経営の必要性や事例紹介、二酸化炭素排出量可視化の重要性を紹介するセミナーを開催するとともに、二酸化炭素排出量可視化システムの導入を支援するなど、脱炭素化への周知・啓発等に努めました。今後は、効果的・効率的な推進方法を調査・研究してまいります。

(7)再生可能エネルギーの導入促進について

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。

また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

【担当課：環境課】

本市では、温室効果ガス排出量の削減を目的とした「住宅用ゼロカーボンシテイ推進補助金」において、太陽光発電システムや蓄電池の設置に対する助成を行い、個人住宅での再生可能エネルギーの導入を支援しております。同補助金は、限られた財源の中で環境負荷の低減効果を高める視点から実施しているため、現時点で支援制度の拡充は予定しておりませんが、効果や他の補助事業の利用状況等を踏まえ、必要に応じて補助内容のあり方を整理し、制度の充実に努めてまいります。

一方で、支援の在り方については、単に本市が新たに補助制度を設けるということだけでなく、国や大阪府において既に設けられている複数の補助制度を、事業者が円滑に活用していただけるよう案内し、つなぐことも市の重要な役割であると考えております。

本市では、事業者からの相談に応じて、おおさかスマートエネルギーセンターをはじめとする相談窓口や、国・大阪府の補助制度に関する情報提供を行っております。

限られた財源の中で、さまざまな分野への対応が求められることから、現時点では、国・府の制度を効果的に活用していただくことが、実効性の高い支援につながるものと考えておりますが、今後につきましても、事業者ニーズや国・大阪府における制度動向等を踏まえ、本市としての役割や支援のあり方について、引き続き調査研究してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。

ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

【担当課：土木課】

市民が安心して公共交通機関を利用できるよう、公共交通事業者と交通環境についての情報を共有し、公共交通機関のバリアフリー化促進と安全対策の充実に努めてまいります。

また、集配や荷捌き、大型貨物・自動運搬車両等の積み下ろし作業などに係る空間の創出については、交通安全確保に十分配慮しながら、大阪府及び関係機関と検討してまいります。

(2)安全対策の向上に向けて

鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者10万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。

さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、府独自の財政支援策も検討すること。

【担当課：土木課】

市民が安心して公共交通機関を利用できるよう、公共交通事業者と交通環境についての情報を共有し、公共交通機関のバリアフリー化促進と安全対策の充実に努めてまいります。

また、集配や荷捌き、大型貨物・自動運搬車両等の積み下ろし作業などに係る空間の創出については、交通安全確保に十分配慮しながら、大阪府及び関係機関と検討してまいります。

(3)運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

【担当課：土木課】

市民が安心して公共交通機関を利用できるよう、公共交通事業者と交通環境についての情報を共有し、公共交通機関のバリアフリー化促進と安全対策の充実に努めてまいります。

また、集配や荷捌き、大型貨物・自動運搬車両等の積み下ろし作業などに係る空間の創出については、交通安全確保に十分配慮しながら、大阪府及び関係機関と検討してまいります。

(4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

【担当課：土木課】

自転車等の交通ルールを順守するため、春・秋の交通安全運動を通じ、市内の小・中・高校、また高齢者に向けて交通安全教室を実施しており、自転車の乗り方・交通ルールについての指導を行っております。

また、自転車通行空間の整備については、平成27年度に策定した「自転車ネットワーク整備計画」に基づき、順次整備を行っております。自転車の青切符制度が、令和8年4月より施行されることから、法令遵守に向けて制度の周知徹底を図ってまいります。

今後も、広報紙やホームページで交通マナー向上に関する記事を掲載するなど、引き続き、泉大津警察署や泉大津交通安全協会等関係機関と連携・協力し、交通ルール・交通マナーの周知・徹底を図り、事故防止に努めてまいります。

(5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、泉大津市の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を実施し、特に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて実行すること。

また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。

引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、大阪府に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

【担当課：土木課】

子供の安全確保のための危険箇所の点検や施設のメンテナンスについては、今後も警察署や教育委員会等と協力し取組みを実施してまいります。

(6)防災・減災対策の充実・徹底について（★）

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比 3:1）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

【担当課：危機管理課】

女性の視点については、住民、職員、災害ボランティアセンターの女性ボランティアなど、様々な方から助言をいただき、備蓄品などに反映をしています。

例えば、市では以前から生理用品を備蓄していましたが、女性の意見を踏まえ、昼用に加え夜用の生理用品を取り入れたほか、授乳室用テントや更衣室用テントなども整備しました。

防災士資格については、民間資格の一つと捉えているため、市として斡旋は行っていません。ただし、資格取得費用は「自主防災組織活動支援補助金」の対象としています。防災士資格の有無に関わらず防災への女性参画を重要視し、今後も注力してまいります。

避難所環境については、自動ラップ式トイレや簡易ベッド、パーティション、水循環式シャワーセットなどを整備し、プライバシーや衛生面の改善に努めています。

災害時の医療体制については、令和7年10月に泉大津市医師会と災害協定を締結し、連携強化を進めています。福祉体制についても、市内の高齢者施設等と災害協定を締結し、福祉避難所の確保に努めています。また、避難行動要支援者名簿については、毎年度更新し、地域の支援者に提供しています。今後も福祉部局や地域の支援者と連携し、災害時の被害減少を目指します。

小中学校施設については、長寿命化の観点から、耐震診断を行うなど、子どもたちの安全確保や教育環境の質的向上を目的として、改修を実施してきました。

また、本市では小中学校を避難所に指定しているため、避難スペースとなる体

育館には空調を整備したところです。

災害時における情報については、市民の皆様に広くお伝えできるよう、防災無線放送のほか、市ホームページ、スマートフォン用アプリやSNS、電話、FAXなど伝達手段の多重化を進めてきました。また、停電下においてもスマートフォン等を充電できるよう、各避難所分のポータブル電源を保有しています。情報通信は重要なライフラインであるため、国や府、事業者と連携しながら強化してまいります。

(7)地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。

加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

【担当課：危機管理課】

発災初動期については、職員も被災し、通常よりも少ない人数で対応せざるを得ないことが予想されます。そのことを踏まえ、限られた職員でも行政機能を維持できるよう、優先すべき業務等を整理した「業務継続計画」を策定しています。不足するマンパワーを補えるよう、外部からの支援をスムーズに受け入れるための「受援計画」も策定しました。

災害時の連携体制については、例えば、泉大津市近辺に居住する一部の大阪府職員は、本市に登庁し、市と府との連絡役を担うこととなっています。また、本市は全国 22 の自治体からなる「市町村広域災害ネットワーク」などの協定に加わっており、全国からヒトとモノの支援を受けられる体制を整えています。

緊急車両の通行確保については、大阪府が国道 26 号などの幹線道路を「広域緊急交通路」に指定し、沿道建物の耐震化などを進めています。また本市としても、民間企業や NPO と協定を締結し、道路上の倒壊物や放置車両を撤去するための体制を構築しています。

企業との連携については、防災訓練や育児教室、避難所提供にかかる災害協定など、以前から様々な形で強化に努めています。また、希望のあった企業に対しては、市職員が出前講座に赴いて備えのポイントを伝えています。加えて、令和 6 年度には、帰宅困難者の一時滞在施設にかかる協定を市内ホテルと締結し、訓練も実施したところです。備えを強化するには、民間企業の力が欠かせないと考えていますので、今後も連携を深めてまいります。

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

①災害危険箇所の見直しについて

近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。

また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

【担当課：危機管理課】

本市には山間部がないため集中豪雨による土砂災害の危険性や土砂災害警戒区域・特別警戒区域はありません。ただし、大雨による洪水や河川堤防の決壊の可能性は否めません。そのため、浸水被害のリスクが高い場所については、ハザードマップを作成し、周知しているところです。

また、避難経路や避難所もハザードマップに掲載しています。また、安全な避難のためには、各ご家庭でも避難経路や避難先を予め考えていただくことが大切と考えていますので、そのことについて出前講座などで伝えています。

②防災意識向上について

外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。

また、泉大津市が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。

さらに、大規模災害発生時に府民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。

加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。

【担当課：危機管理課】

外国人は、過去の災害でも「情報収集」が大きな課題になってきました。そのため本市では、令和5年度から毎年、日本語学校の生徒を対象とした防災訓練を実施し、情報収集の仕方などを伝えているほか、令和6年6月には、やさしい日本語で書かれた「外国人向け防災ガイドブック」を国際交流協会と協力して作成しました。また、令和6年度から令和7年度にかけては、「ひらがな」・「英語」・「ピクトグラム」で避難所の位置を示す標識を市内に設置しました。

ハザードマップに関しては、令和4年3月に全面改訂し、災害リスクはもちろん、備蓄品の例などを分かりやすいイラストや写真で紹介しています。また、市民や事業者を対象に日頃から出前講座を行っており、マップの周知に努めています。

大規模災害時における民間企業の活動や個人の外出については、それぞれに判断していただくものと認識しています。ただし、市としては、皆様が主体的に適切な避難行動を取れるよう、今後も出前講座などの機会を通じて啓発してまいります。

災害時に特に配慮が必要な人々に対する訓練については、毎年、妊産婦家族を対象にした、「乳幼児・妊産婦避難所お泊り体験会」を実施しています。性別や年齢などに関わらず、皆様に安心して避難していただけるよう、今後も避難所の整備や防災訓練に努めてまいります。

(9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

【担当課：危機管理課】

鉄道やライフラインが被災した際の復旧については、府および市の防災計画において各事業者がその主体とされています。ただし、市としては適宜適切な支援ができるよう、早期復旧に向けて国や府、事業者と連携しながら適切に対応してまいります。

また、避難者の受け入れについても、鉄道事業者や協定締結先の民間企業と連携しながら、皆様に安心・安全に避難していただける環境づくりに努めてまいります。

(10)交通弱者の支援強化に向けて

地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。

また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」について、交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。

さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。

ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。

【担当課：福祉政策課】

高齢者、障がい者、妊産婦及び乳児連れの方などが、無料で利用できる福祉バスを運行しています。福祉施設や病院などを循環しており、利用者にとって欠かせない移動手段となっています。今後も必要に応じ、運行ルートの見直しなどを行ってまいります。

また、泉大津市社会福祉協議会では、買い物支援として自治会の協力のもと大阪いずみ市民生活協同組合の移動販売車（コープの買い物便）を誘致しています。毎週金曜日に市内9か所で移動販売を実施しています。

【担当課：土木課】

【公共交通による移動手段の確立】については、大阪府乗合バス地域協議会を通じて地域幹線系統確保維持・改善に向け努めてまいります。

また、関係市町村と連携し国や大阪府に対して支援を求めるなど、既存路線の維持に向けた取り組みを進めてまいります。

日本版ライドシェアの導入についても、地域の実情に応じて十分検討し推進してまいりたいと考えます。

【担当課：地域経済課】

本市では、移動販売や商業施設に限らず中小企業への支援として、空き店舗を活用した創業者への家賃補助や対象の融資資金に係る利子の一部を補給する制度を実施しております。引き続き、移動販売や中小企業等への支援政策について検討してまいります。

【担当課：都市づくり政策課】

【公共交通による移動手段の確立】については、大阪府乗合バス地域協議会を

通じて地域幹線系統確保維持・改善に向け努めてまいります。

また、関係市町村と連携し国や大阪府に対して支援を求めるなど、既存路線の維持に向けた取り組みを進めてまいります。

日本版ライドシェアの導入についても、地域の実情に応じて十分検討し推進してまいりたいと考えます。

(11)安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、に泉大津市においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

【担当課：水道課・下水道課】

人材の確保・育成、技術継承に向けた取り組みとしては、日本水道協会、日本下水道協会、大阪広域水道企業団、日本下水道事業団などの関係団体や、民間企業が開催する上下水道事業職員対象の各種研修への、積極的な参加を進めています。また、上下水道課内における職員間研修を実施し、職員の技術向上やスキルアップを図っています。

水質については、水道水の水質基準に基づき、配水管の端末となる給水地点において24時間連続で水質モニタリングを行うなど、定期的な水質の管理を行っています。また、有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）の検査については、本市及び用水供給業者である大阪広域水道企業団において実施し、国の暫定目標値を十分に下回っていることを確認しています。検査結果は、市ホームページで公開しています。今後とも、大阪広域水道企業団と連携し、適切な水質管理を進めてまいります。

<新規>

(12) 空き家対策の推進

市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空き家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。

空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機能強化を図ること。

また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者などの住居用として空き家を有効活用していくために、空き家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体間の連携を進め、広域的な空き家活用を促進すること。

【担当課：建築住宅課】

本市では、令和3年4月に「空家等対策協議会」を設置し、専門的な知見や地域住民等の多様な意見を反映するため、当該法定協議会の構成委員として、学識経験者、法務・不動産・建築等の専門家、福祉関係者および地域住民の代表者にご参画いただいております。

また、同年4月には「空家等対策計画」を策定し、現在、各種施策を展開しております。進捗状況の把握や課題の検証も適宜行い、必要に応じて計画の見直しや協議会の機能強化にも取り組んでまいります。

空き家バンクにつきましては、マッチング支援や改修費補助制度等の新設について、近隣市町の動向を注視してまいります。一方、自治体間の連携につきましては、公的団体、民間団体や事業者で設立された「大阪の住まい活性化フォーラム」が運営する「大阪版・空き家バンク」に登録することで、府内市町村の空き家と全国の利活用希望者をつなぐマッチングサイトを通じて、広域的な連携を推進しているところです。

<新規>

(13) 公衆喫煙所の整備の強化

大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、泉大津市における公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が求められている。設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。公共性の高い場所（駅周辺、公園、繁華街など）における公衆喫煙所の整備を大阪府に要請し、泉大津市の健康と生活環境の向上を図ること。

【担当課：環境課】

本市では、令和7年7月から「泉大津市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市民の健康への影響の抑制と吸い殻の投棄防止を通じて、安全・安心して暮らせるまちづくりをめざしております。

屋内禁煙の推進に伴い、施設周辺等において路上喫煙が増加するのではないかとのご懸念される点については、本市といたしましても、問題意識を持ってその動向について注視しているところです。

公衆喫煙所の整備につきましては、設置場所の確保や周辺環境への配慮に加え、清掃・防犯等の維持管理を含めた運営体制の確保が不可欠です。また、喫煙者が集中することにより、周辺の歩道や出入口付近での喫煙、煙・臭い等の影響が生じるおそれもあることから、設置については慎重な判断を要するものと認識しております。こうしたことから、現時点において、喫煙所の設置費用や維持管理費用に係る本市独自の補助・財政支援制度を直ちに創設する予定はございませんが、今後の社会状況の変化や他自治体の動向、実施事例等も踏まえながら、市民の健康と生活環境の向上に資するあり方について、引き続き調査・研究を重ねてまいりたいと考えております。

設置場所の所有者・管理者等から整備に関する相談があった際には、大阪府の公衆喫煙所設置補助制度や厚生労働省の助成金など、利用可能な制度の概要や手続について、窓口において案内してまいります。

また、公衆喫煙所の整備は、設置場所の所有者・管理者が、周辺環境への影響や維持管理体制等を踏まえて判断することが基本であることから、大阪府に対して本市として設置を要請することは想定しておりません。大阪府や国の制度動向は把握し、本市の取組に活かしてまいります。

あわせて、南海泉大津駅前の商業施設に設けられた喫煙ブースの周知を行うとともに、条例に基づくルール遵守の啓発を継続し、路上喫煙の防止に取り組んでまいります。

7. 大阪南地域協議会統一要請

(1) 震災における対応について <継続>

阪神・淡路大震災から30年が経過しました。この間、2011年「東日本大震災」・2016年「熊本地震」・2024年「能登半島地震」と、大きな災害が日本各所で発生しました。また南海トラフ巨大地震の30年内発生確率も80%と修正され、上町断層においても地震発生確率が高くなっているところです。

大阪南地域は、縦断的に海・山に囲まれている地形となっていることから、津波対策及び土砂崩れ対策等、多岐に亘る震災対応が求められます。各自治体においては、その対応を含めた様々な地域防災訓練が実施されていると考えますが、その実施状況や実施する旨の住民周知、また年間どの程度の訓練が実施されているのか、さらに各自治体で工夫されている防災訓練も含めてお示し頂きたい。

【担当課：危機管理課】

本市では、毎年4回程度、防災訓練を実施しています。また、特色ある訓練としてオンライン型の防災訓練も開催しています。この訓練は、インターネット環境さえあればどこからでも参加できること、ゲーム形式で楽しみながら防災を学べることが特徴で、従来の防災訓練には集まりにくい若年層の参加に繋がっています。

さらに、毎年1月には、妊産婦家族を対象に、ホテル避難所での一晩を体験できる「乳幼児・妊産婦避難所お泊り体験会」を実施しています。加えて、令和6年11月に開催した「大防災訓練」では、避難所開設訓練のほか、「楽しみながら学べる」をコンセプトにした防災イベントを東雲公園で開催しました。

今後も、市民の皆様に「参加したい」と思っただけの防災訓練を企画してまいります。

(2)各自治体による少子化対策について <継続>

2024年の出生数は、前年の72.7万人より4.1万人減少した68.6万人となり、予想より早い段階で70万人を割る結果となりました。2025年には65万人程度になると予想されており、少子化＝人口減少の傾向は悪化していると言えます。各自治体では、子育て世帯を対象とした給食費の無償化や医療無償化の対象者拡大、また小児科医療の充実など様々な子育て施策を実施されていると承知しています。しかし、各自治体で同じような施策を行っている状況もあるように感じています。

少子化対策や教育施策について、他の自治体と差別化を図るために、独自のを実施している施策や事業をお示し頂きたい。また広域的に行っている施策があれば、併せてお示し頂きたい。

【担当課：こども政策課・こども育成課・子育て応援課】

本市におきましても、第三期いずみおおつ子ども未来プランのもと、定住促進や生産人口獲得につながるよう、子育てしやすい環境づくりや、様々な子育て支援に取り組んでいるところです。子育てしやすい環境づくりとしては、市民とともに作り上げた緑あふれる公園の新設、駅前の商業施設内への図書館や子育て支援センターの設置などがあります。

また、独自事業につきましては、妊婦に栄養価の高い金芽米を妊娠届出の翌月から出産予定月まで毎月10kgをプレゼントする「マタニティ応援プロジェクト」と、7か月の乳児を持つ家庭を保健師等の専門職が訪問し育児相談を行うとともに、5万円相当分の育児用品等と交換できるギフトカードをプレゼントする「にこにこベビー訪問」を実施しています。

これらの施策は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築し、子育て世帯が「この街で子どもを産み育てたい」と実感できる環境づくりの基盤となっています。特に、保健師等の専門職による寄り添い型の支援は、子育ての不安解消だけでなく、地域との繋がりを深める機会ともなっており、子育て世代の定住意向の向上に寄与しています。

【担当課：教育政策課】

教育分野において独自または他の自治体よりも充実させている施策としては、世界で活躍できる人材育成を目的とした「市内小中学校への常駐の外国語指導助手(ALT)の配置」「姉妹都市へのホームステイを含む国際交流」「中学生を対象とした英検受験に対する補助」や子どもたちの学びの環境を充実させることを目的とした「学校体育館の空調完備(全国の整備率は23%程度(令和7年5月1日時点))」「水泳授業の民間委託(専門指導者による指導)」「放課後における無料の学習支援(小学校)」「まちぐるみ図書館」「教室に入りづらい児童生徒の居場所(校内支援ルーム)の全校設置」、さらに学校給食については、有機米や農薬の使用量を減らしたお米を、精白米よりも栄養価が高い金芽米加工をして提供するとともに、これまでデリバリー方式で実施していた中学校給食を自校調理方式に変更したことなどが挙げられます。

(3)子ども食堂ネットワークについて <継続>

最近の子ども食堂は、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しています。一方、昨今の物価高騰により、運営側に大変な負担が掛かっている状況となっています。連合大阪南地域協議会としても、フードドライブを展開し、一助になればと取り組みを進めていますが、到底改善するまでには至らない状況です。各自治体としてもフードドライブの取組みを積極的に推進頂き、地元業者とタイアップする等、実質的な支援の展開をお願いしたいと考えています。

については、各自治体で実施しているフードドライブ支援や運営支援策をお示し頂きたい。また、地域で支えてくれている子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議の構築を求めます。設定できないのであればその理由も併せてお示し頂きたい。

【担当課：こども政策課】

本市では、こども食堂を含む居場所事業の担当課が中心となり、教育委員会や福祉部局、関係団体、居場所の各運営者によるネットワーク会議を開催し、情報交換や課題の共有、市が実施する施策の情報提供のほか、居場所の運営やノウハウなどを学ぶ研修などを行っております。

加えて、地域のこどもの見守りや援助活動を行っている民生委員児童委員とも連携し、気になる子どもがいればこどもの居場所を案内してもらうなど、地域ネットワークの連携の強化を図っているところです。

また、本市と社会福祉協議会、市内スーパー等が連携し、フードドライブに取り組み、貧困家庭や子ども食堂の支援につなげております。市では、市民の皆さんに対して、地域で子ども達を支える共助の観点から、家庭で余っている食品や日用品などを持ち込んでいただくよう、フードドライブへの協力を広く呼び掛けています。

8. 泉州地区協議会独自要請

(1) 地域医療体制の確立について <継続>

泉大津急性期メディカルセンターへの交通手段の確保が問題となっています。ふれあいバスの運行ルート見直しによる渋滞緩和や周辺の道路環境整備を行い、利用者に円滑な運行と安全な環境の確保に向けた取り組みを行うこと。

【担当課：周産期小児医療センター 総務課】

泉大津急性期メディカルセンターへバスをご利用の場合は、南海バス、メディカルセンターが運行する無料送迎バス、市のふれあいバスがあります。

メディカルセンターが運行する無料送迎バスについては、さらなる利便性の向上のため 2025 年 8 月より運行ルートを増やしたところであり、今後におきましてもメディカルセンターへのアクセスについては、ご利用される方に分かりやすいよう周知してまいります。

【担当課：福祉政策課】

高齢者、障がい者、妊産婦及び乳児連れの方などが、無料で利用できる福祉バス（ふれあいバス）を運行し、福祉施設や病院などを循環しています。泉大津急性期メディカルセンターへの交通手段の確保については、泉大津市立周産期小児医療センターと同様に、ふれあいバスの周回ルートに令和 6 年 12 月から組み入れたところであり、広報やホームページなどで周知を行っています。今後も必要に応じ、運行ルートの見直しなどを行ってまいります。

【担当課：土木課】

泉大津急性期メディカルセンター前の府道富田林泉大津線の渋滞緩和や道路環境整備につきましては、道路管理者である鳳土木事務所へ要望の上、調整等を重ねております。

(2) 地域振興策について < 継続 >

シーパsparkなど西側地域だけでなく、市全体の歴史的な資産や特徴を活かし、市民との協力を得て地域の振興と活性化を目指した施策を示すこと。また、近年シーパspark利用者の違法駐車が増加しており、周辺環境の安全確保や快適な利用の妨げとなっています。安全かつスムーズに駐車いただけるよう公園駐車場の利用する取り組みを行うこと。

【担当課：地域経済課】

経済的な地域振興策として地元商工団体が実施するにぎわい創出事業への支援・後援を行うこと等により、駅周辺や商店街のみにとどまらず、市全体の地域振興に取り組むとともに、本市全体に点在している歴史的資産の活用を進め、市の活性化につなげてまいります。

【担当課：都市づくり政策課】

シーパspark周辺の路上駐車について現地調査したところ、海側の外周道路での駐車が最も多く、主に営業車や貨物車が休憩や時間調整のために駐車している状況で、墓地側の道路では墓地参拝者の駐車が多く見受けられ、いずれもシーパspark利用者以外の路上駐車が目立っていると指定管理者より報告を受けています。

なお、シーパsparkでは令和7年8月より駐車場の利用料金を見直し、無料で利用できる時間を10分から30分に延長するなど、利用しやすい駐車環境の整備に努めています。今後も地域の皆さまのご意見を踏まえ、指定管理者と連携し安心してご利用いただける環境づくりに取り組んでまいります。

(3)安心安全な街づくりについて <継続>

自転車の交通ルールの順守が市の交通安全教室の実施で向上してきています。継続実施して頂き自転車・電動キックボードのマナー面も指導や取り締まりを行い、地域の安全強化に向けた取り組みを行うこと。

【担当課：土木課】

自転車等の交通ルートを順守するため、春・秋の交通安全運動を通じ、市内の小・中・高校、また高齢者に向けて交通安全教室を実施しており、自転車の乗り方・交通ルールについての指導、自転車安全利用五則のチラシを作成し配布を行っております。広報紙やホームページでも自転車・電動キックボード等の安全走行を呼び掛ける記事を掲載するなど交通安全教育にも努めています。

また、泉大津警察署や泉大津交通安全協会等関係機関と連携・協力し、交通安全運動街頭キャンペーンなどを通じまして、交通安全に関する教育・啓発活動を実施しているところです。